四合格の基準(略)	四合格の基準(略)
(一~七) (略))	(一)~(七) (略)
2 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合の試験につい	2 メディアを利用して行う授業の場合の試験について
(一) (六) (略)	(一)~(六) (略)
1 面接授業の場合の試験について	1 面接等授業の場合の試験について
三 試験の方法	三 試験の方法
二 受験資格 (略)	二 受験資格 (略)
一実施者の心得(略)	一 実施者の心得 (略)
のように定める。	のように定める。
号の規定に基づき、養成課程の終了の際行う試験の実施について、次	号の規定に基づき、養成課程の終了の際行う試験の実施について、次
工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第九	工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第九
現 行	改正案
(傍線部分は改正部分)	○昭和六十年郵政省告示第二百二十六号